

尾島委員提出資料

第 2 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 2 2 年 4 月 1 日)

建築設備技術者の企業団体として

「建築基準法の見直しに関する検討会」の意見

1. 確認審査の迅速化関係

1-1 建築設備の審査は、設備専門技術者か設備有資格者で

確認審査をスムーズにするために審査機関の審査担当官は、設備専門技術者か設備有資格者が担当する制度にしていただきたい。

担当官が専門技術者等でない場合、設備関連法の解釈や基礎的な理論の説明、関係資料の提出を求められることがあり、時間と経費等の面で負担になっています。

1-2 変化と成長に対応できる審査制度

現代社会は、生活環境、経済環境、技術革新などで急速に変化しながら成長していると云えます。

大規模の建物のユーザーにとっては、多額の資金を投じる一大事業でもあり、社会の変化にも敏感に反応して建築意図を変え、設計期間、工事期間に関わらず設計図書の変更を要求するのは当然のことですから、当初の建築計画が変更されるようなことは、日常的なことです。

これからは、こういったスピードの速い、また変化の時代に適応できる審査制度のあり方が望まれます。

基本的には、各専門の設計者が法令を遵守し、自らの職能と権限に基づき判断し、責任を持つ制度を確立することと思います。

2. その他関係

2-1 構造/設備設計一級建築士について

設備に関しての内容は

- ・ 設備設計一級建築士の役割
- ・ 建築設備士を活用
- ・ 是非の判断は今後

2-2 建築士法のなかでの設備技術者の立場の変遷

(ア) 1950年（昭和25年） 建築士法制定

建築士がデザイン領域と構造、設備等の技術的領域を包括する制度

設計・工事監理の業務権限は、建築士にある

意匠 （建築士）
構造 （建築士）
設備技術者 （主に電気・機械技術）補助業務

・ 建築基準法第5条の4（建築物の設計及び工事監理）

第1項 建築物の工事は、建築士の設計によらなければ、することができない。

第4項 建築主は、建築士である工事監理者を定めなければならない。

・ 建築士法第2条（定義）

第1項 建築士とは、一級建築士、二級建築士、木造建築士をいう

(イ) 1983年（昭和58年） 建築設備士誕生

建築士の枠外に制定、建築士やユーザーのコンサルとしての役割

設計・工事監理の業務権限は、建築士にある

意匠 （建築士）
構造 （建築士）
設備技術者 （主に電気・機械技術）補助業務

意見を聴く

建築設備士

・ 建築士法第20条（業務に必要な表示行為）

第5項 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならない。

・ 1987年（昭和62年）住指発第116号、住指発第117号兼営計発第31号【資料 1】

(ウ) 2009年（平成21年） 設備設計一級建築士誕生

一級建築士資格の枠内での改正

設計・工事監理の業務権限は、建築士にある

意匠 （建築士）
構造 （建築士）
設備設計一級建築士（3階以上5,000㎡超える規模）
設備技術者 （主に電気・機械技術）補助業務

意見を聴く

建築設備士

- ・ 建築士法第20条の3（設備設計に関する特例）

第1項 設備設計一級建築士は、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行った場合においては、設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。

- ・ 国土交通省告示15号

建築士事務所の開設者が、その業務に関して請求することが出来る報酬基準について、設計、工事監理の担当者として、総合、構造、設備に区分された。

- ・ 2006年（平成18年）衆議院及び参議院国土交通委員会議事録【資料 2】

建築士法の一部改正する法律案に、建築設備士の活用を図るように附帯決議された。

3. 現状と課題

3-1 設備設計一級建築士について

（ア） 設備設計一級建築士の役割は、法適合確認のみの業務になる

設備設計一級建築士証を取得するためには、一級建築士でなければなりません。

電気・機械の教育課程を経て設備設計を行っている者が、一級建築士に合格することは大変困難なことです。

現に設備一級建築士の数は少なく、一級建築士のうちの1%程度に過ぎません。

実際に設備設計等が出来る能力のある方は、さらに少ないでしょう。

そういった状況では、設備設計一級建築士の役割は、3階以上で5,000㎡を超える建物の、法適合確認の業務だけに限定されるのではないかと考えられます。

（イ） 設備設計一級建築士が捺印するから、実際の設備設計者が捺印するへ

設備技術者が設備設計の実務を行い、次に設備設計一級建築士が建築基準法の法適合確認をして、次に審査機関の審査官が審査することになり、設備設計の責任の所在が重層化しています。

設備設計一級建築士が法適合確認の捺印をしていますが、実際の設備設計者である設備技術者が責任者として捺印をし、設備設計者の責任を明らかにすることのほうが、国民目線で考えても理解しやすく、また納得できるのではないのでしょうか。

（ウ） 建物規模よりも建築種別で

設備設計一級建築士が担当する業務範囲は、3階以上で延床面積が5,000㎡を超えるものとなっていますが、設備内容の重要性は、建物規模で判断するよりも建築種別で判断するのが合理的です。

同規模の病院と事務所の設備内容や設備の重要性、複雑さからも判断できます。

3-2 建築設備士について

(ア) 「建築士が建築設備士に意見を聴くときは」では機能しない

建築設備士制度は、

「大規模その他の建築物の設備設計等をする一級建築士が、建築設備について、建築設備士に意見を聴いた時は」

と位置付けており、聴いても聴かなくてもいいことになっています。

これでは建築設備士制度は社会的に機能しません。

2001年（平成13年）の「建築設備設計・工事監理業務の実情に関する調査報告書」は、

「建築設備士を活用し、また建築設備士が積極的に環境問題で活躍するためには、建築設備士制度の見直しと、その業務環境の改善が必要である。」

と結んでいます。

(イ) 建築設備の設計・工事監理は、設備技術者が行っているのが実態

建築士法では、建築設備の設計・工事監理の業務権限を持つ者は、建築士とされており、建築士が設計責任を負います。

しかし実際の設備設計等は、設備技術者が行っています。

建築設備士が、現に行っている業務領域を【資料3】（現行の建築士制度における建築士の業務権限と業務資格）に示します。

意匠・構造領域の建築士の方が、高度化している設備の設計・工事監理を行うのは、技術的に無理があります。

この現実と、建築士法との乖離を改善することを要望します。これまで、建築士法の改正を要望してきましたが、資格制度は整備されないまま今日に至っています。

(ウ) ユーザーに、建築設備設計者を明確に示して、責任を明確にすること

建築設備士は、設備技術者のうち設備技術の資格を取得した技術者です。

ユーザーに高品質の建築設備を提供するには、設備技術力を保障する資格技術者が担当することです。技術力によって、設備の性能・効果が大きく左右されることは言うまでもありません。

また設備設計者・工事監理者の顔が見えて、ユーザーがその技術力と責任を確信することは、安心と信頼を与える証になります。

ユーザーに設計者の顔が見えることによって、設備技術者は責任と自覚を持って業務に励み、技術水準の向上に努めることにもなります。

(工) 国際化へ対応

国際的には、建築の設計者は、アーキテクトとエンジニア（構造、設備等）に区分されているのが通例ですが、我が国の建築士制度では、建築士が建築全域を包括する法的業務資格者になっています。

国際間の業務も活発化しており、国境を越えた有能な技術者の移動が不可欠になっています。技術者資格相互承認制度も、APEC（アジア太平洋経済協力機構）エンジニアと、EMF（Engineers Mobility Forum）国際エンジニア登録制度があります。

わが国ではすでに、建築構造分野のAPECエンジニアが登録されていますが、設備等の業務領域についても、能力と責任を明確にする技術者資格制度を定め、国際社会にも、わが国の現代社会にも適応できるようにする必要があるのではないのでしょうか。

3-3 地球温暖化防止・環境・情報化社会等での設備技術者の役割

建築には、人間の生命を守り、健全な財産を作る使命があります。

その設備分野においては、社会生活環境の向上、安全安心へのニーズ、公害問題、地球環境、省資源・省エネ、情報化社会等など設備技術の応用が拡大しています。

これらに、的確に対応するためには、幅広い多分野の専門家の能力が活用されなければなりません。

社会にとっても、建築界にとっても、多種の技術者の活用は有益なことです。

新政権のもと、環境・エネルギー分野の成長戦略が展開されようとしております。

国内の温暖化ガス排出量を削減する政策で、省エネ措置及び自然エネルギーや再生可能なエネルギー等を利用した設備設計が求められています。

また改正省エネ法では、平成22年度からは、延床面積が300㎡の以上の建物の新築時や、一定規模の増改築及び設備改修等を行う時に、省エネ措置の届出等が義務付けられました。

このような政策を担えるのは、建築設備の設備技術者です。

建築設備技術者はもう既に、着実に、ビル・建築物の温暖化ガス削減政策に欠かせない存在になっています。

3-4 設備設計事務所の課題

(ア) 建築設備士の運用の実態

設備設計事務所のうち、建築設備士が所属している事務所は、65%程度です。

35%程度の設備設計事務所には、建築設備士がいないことになります。

建築設備士制度が建築士法に創設されて20数年を経っていますが、今日においても、資格の取得が進んでいない理由の一つに、設備の設計者が建築設備士であろうが無かろうが、建築界や社会の評価において何も変わらないことがあります。

つまり建築設備士が行う行為は設計ではなく、他の設備技術者と同じく、建築士の補助をしているにすぎないのです。

実務を行っている設備技術者のなかに、そのような法的な位置付けでしかない建築設備士の資格を取得しても、何の意味もないと思っている方が多いということです。

建築設備士のことを「踏んづけた、めし粒」という方もいます。「取っても、食えない」資格だからです。附帯決議【資料2】にあるように、国会での評価

「重要な資格として運用されている建築設備士」

と、設計現場で実感している評価には、大きな違いがあります。

このままでは、将来の建築設備の設計等を担う資格者の育成はできないと懸念されています。

建築設備士に一定の業務権限与え、事務所登録を受けることができる資格者法が制定されれば、電気と機械の設備の若い技術者に、将来の職業としての希望と就労の場を与えることができますし、設備設計事務所での実務を通して、技術者の育成を図ることもできます。

(イ) 建築設備士の資格での事務所登録制度とし、受託を可能に

設備設計事務所は、建築士の資格が無ければ、建築士法上の業務は出来ません。

建築設計に係る設計事務所として企業活動をするためには、建築士を雇用することが建築士法に規定されているからです。

大部分の設備設計事務所に、建築士がいません。そういった設備設計事務所は、委託を受けるための法的、経済的な負担をしなければならず、企業活動が困難になっています。

建築設備士の資格で設備設計事務所を開設して、設備設計・工事監理の企業活動が出来る法制度を要望します。

4. 設備技術者及び設備設計事務所の制度化

4-1 設備技術者の業務領域と責任を明確にする法制度

現代社会における設備設計等の実態は、制定から60年も経過している建築士法とはかけ離れたものになっています。建築士法に規定された

「建築士が、設備設計ができる。」

では、設備設計が実態として成り立たないからです。

だからと云って、現行の建築士の業務権限を規定した建築基準法や建築士法の中に、建築士以外の設備技術者の資格を定めることは困難なことと思われます。

しかし必要性、必然性がある実態があり、建築設備士も創設されたのですから、法制度をもっと、実態に合うものに整備をする必要があります。

「省エネ・環境などのニーズに対応できる専門技術者の活用を図る」

「ユーザーが設備設計者の法的責任と義務を確認できる」

「高度化する設備技術を向上させる」

「設備技術者のモチベーションを上げる」

「国際化に対応する」

等々、設備技術者の士法の制定を、是非とも早急にお願いします。

「建築設備士は、建築基準法で定める建築設備の設備設計及び工事監理をすることができる。」制度を要望します。

業務権限が重層的に規定された法制度に次のようなものがあります。

「弁護士法」と「弁理士法、税理士法、司法書士法」

「医師法」と「診療放射線技師法」

5. 最後に

第1回の「建築基準法の見直しに関する検討会」での、馬淵副大臣のご挨拶に、次のようなお言葉がありました。

「建築基準法の改正のみならず今後、建築行政全般に係る法制度の整備に向けて、この場での議論が一助となることをお願いしたい。」

案内にもありますように、この検討会での議論は建築基準法の見直しに係ることが、中心になると思われますが、馬淵副大臣の挨拶にありましたように、今後の建築行政全般に係る法制度の整備に向けての議論をしていただくことをお願い申し上げまして、意見発表を終わります。

以上

建築設備資格者の活用について

(昭六二・四・一〇付 住指発第一一六号)
(建設省住宅局建築指導課長から(社)日本建築士会連合会会長、(社)日本建築家協会会長、日本建築設計監理協会連合会会長宛通知)

建築設備資格者については、昭和六二年一月三〇日に建築設備士試験の合格者一、二六一名及び建築設備士講習の修了者七、四三四名を、また、昭和六二年三月三〇日に建築設備士講習の修了者二、〇一五名を発表したところである。

今後、建設省においては、建築設備の適正な設計及び工事監理を確保するため、建築設備資格者の活用を推進することとしているが、貴職におかれても、左記事項について、貴会傘下の会員に対し周知及び指導を行われたい。

記

- 一 建築設備資格者の意見を聴くことの奨励及び設計図書等における表示の徹底

建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、積極的に建築設備資格者の意見を聴くようにされたいこと。意見を聴いたときは、設計図書、工事監理報告書、建築確認申請書及び工事完了届において、その旨を適切に表示すること。

- 二 建築設備資格者の登録制度の活用

その者が建築設備資格者であること等の確知を容易にし、建築設備資格者、建築設備資格者に業務を依頼しようとする者等の便宜を図ることにより、建築設備資格者の活用促進に資するため、建築設備資格者の登録制度が設けられていると

ころであるので、業務の依頼等に当たり、これを十分活用されたいこと。

なお、建築士は、登録を受けている建築設備資格者に意見を聴いたときは、確認申請書等への氏名等の記載に当たり、併せてその者の登録番号をも記載されたいこと。

建築設備資格者の活用について

(昭六二・四・一〇付 営計発第三二号、住指発第一一七号)
(建設省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長、建設省住宅局建築指導課長から各都道府県営繕主務部長宛通知)

建築設備資格者については、昭和六二年一月三〇日に建築設備士試験の合格者一、二六一名及び建築設備士講習の修了者七、四三四名を、また、昭和六二年三月三〇日に建築設備士講習の修了者二、〇一五名を発表したところである。

今後、建設省においては、建築設備の適正な設計及び工事監理を確保するため、建築設備資格者の活用を推進することとしているが、貴職におかれても、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計若しくは工事監理を行い、又は発注する場合においては、建築設備資格者の活用について配慮されるようお願いする。

また、貴管下の市町村営繕主務部長に対しても、この旨周知されたい。

(平成 18 年 12 月 8 日衆議院国土交通委員会議事録から抜粋)

建築士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

四 建築設備設計・工事監理業務において重要な資格として運用されている「建築設備士」について、設備設計一級建築士制度のもとにおいても、その有効活用と関係規定の適切な運用が図られるよう、特定行政庁、建築士関係団体等への周知徹底を図ること。

八 政府は、法附則第八条に基づき、この法律の施行後五年を経過した場合において、建築士の能力及び資質の向上の状況、設計及び工事監理業務の適正化の状況、消費者への情報開示の状況、建設工事の施工の適正化の状況等を踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

(平成 18 年 12 月 12 日 参議院国土交通委員会議事録から抜粋)

建築士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、構造計算偽装問題等により国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広まっていることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

四、建築設備設計・工事監理業務において重要な資格として運用されている「建築設備士」について、建築設備の高度化・複雑化が進展している現下の状況にかんがみ、設備設計一級建築士制度の下においても、より一層の活動・活躍ができるようその有効活用が図られるとともに、関係規定の適切な運用がなされるよう、特定行政庁、建築士関係団体等への周知徹底を図ること。

また、設備設計一級建築士制度の運用の状況について検討を加え、必要に応じ、速やかに適切な措置を講ずること。

右決議する。

現在の建築士制度における建築士の業務権限と業務資格

(現行) 建築士制度

建築士法		建物の設計及び工事監理等			その他の業務	
建築確認	必要	不必要			建築物の維持	
構造設計	必要	主要構造部の一種以上・過半において不必要				
建築士の業務権限範囲	独占業務	独占ではない業務				
(業務権限) 建築士	意匠 構造	新築・増築・改築 大規模の修繕模様替	改修等・リフォーム	省エネ対策	建物維持管理	基準法第12条業務
			内装・インテリア・間仕切り変更・防水・外壁改修他	PAL・窓、壁、屋根断熱他	床・壁・屋根他	クラック・壁剥落・防水他
	設備	※基準法設備	※建築設備更新・改修設計	※ビル・建築物の省エネ法	※消防	※昇降機以外の設備
		給排水・換気・排煙・浄化槽他 非常照明・避雷針他	中央監視式空気調和・給排水・給湯・ガス・熱源・空調・換気・消火他 照明・動力・受変電・発電・情報・通信・防災他	省エネ措置届業務 PAL・CEC（空調・換気・照明・給湯）	火災報知 消火・スプリンクラー 避難誘導	換気 排煙 非常照明
		※一般設備	※防火区画等を貫通しない設備	※省エネ改善設計	※環境設備	
		給湯・中水ろ過・温泉・プール・雨水・給油・ガス・散水・廃水・プラント他 照明・夜間照明・受変電・発電・通信情報・監視・省エネ・新エネ他	浄化槽・照明・夜間照明・監視・情報通信・テレビ他	熱源・空調・換気・給湯他 受変電・発電・照明他 ※新エネ導入設計 太陽光発電・燃料電池他	廃棄物処理	
		※建築設備士事務所登録				
		※業務権限を付与				
		建築設備士				
				※建築設備士にも業務権限を付与 建築設備検査資格者		

赤※印について、法整備の検討をお願いしたい。